

精神保健福祉援助演習			単位数	履修方法(授業形態)	配当学年
			2単位	SR(演習)	3年以上
科目コード	CW4141	担当教員	阿部 正孝／大和田 誠子／志村 祐子／八巻 幹夫ほか		

※2011年度以前入学者向けの科目です。

※ここに記載の内容は2017年度までの演習申込・受講者のための内容となります。2019年度以降の演習申込・受講にあたっては、スクーリング時間数の増加、実習先施設（社会福祉施設のみ）、実習時期（10月生は半年の卒業延長）などを含め大幅に変更されます。

### ■科目の内容

精神保健福祉士は、精神障害者の社会的復権と福祉を実現するための福祉サービスの提供と、生活を支援することを主たる業務とする専門職です。疾病と生活のしづらさという障害をあわせもつ精神障害者が、ひとりの人間として社会で生活していくうえで、人としての権利が保障され、自らの生活課題に自ら取り組んでいけるよう援助していくことが望まれます。

精神保健福祉援助演習においては、そうした専門職者として必要な援助技術を事例研究やロールプレイ、グループ討議等を通して学習すると同時に、援助者としての自己理解、適性なども見つけていくことを目的としています。したがって、主体的に参加し、学ぶことが大切な要件となります。

### ■到達目標

「精神保健福祉援助演習 A」の同項の内容に従い学習すること。

### ■教科書

精神保健福祉士養成セミナー編集委員会編『精神保健福祉士養成セミナー7（第6版）精神保健福祉援助演習 [基礎][専門]』へるす出版、2017年  
**(最近の教科書変更時期)** 2017年4月

### ■履修登録条件

この科目は「◆★■福祉法学」「◆★精神保健福祉論Ⅰ」「◆★精神保健福祉論Ⅱ」「◆★■精神保健学」「◆★精神保健福祉援助総論」「◆★精神保健福祉援助各論」をすでに履修登録済みか、同時に履修登録をするのみが履修登録できます。

※その他、履修の前提科目は『学習の手引き』3章をご参照ください。

### ■在宅学習15のポイント

「精神保健福祉援助演習 A」の同項の内容に従い学習すること。

## ■レポート課題

1 単位め	※スクーリング事前課題（原則として3/15or 9/15、遅くともスクーリング受講判定日（4/15or10/15）までに提出） 利用者とのコミュニケーションにおいて大切と考えられることをまとめてください。
2 単位め	※スクーリング事後レポート（スクーリング受講後の所定の期日までに提出） 精神障害の「障害」とは何かについて述べなさい。

※提出されたレポートは添削指導を行い返却します。

**(2015年度以前履修登録者)** 2016年4月よりレポート課題が変更になりました。原則新しい課題で提出してください。

## ■アドバイス

レポート作成に当たっては、ご自身の経験だけでなく、教科書をよく読んだうえで取り組んでください。ただし、**教科書や参考図書の丸写しは認められません。**

### 1 単位め アドバイス

テキストの2章・3章・4章をよく読んでまとめてください。

### 2 単位め アドバイス

精神障害は疾病と障害の共存といわれ、「生活の障害」「関係性の障害」とも言われます。障害を抱えている人の生活のしづらさなども合わせて考えることにより、適切な精神障害の「障害」を理解できると思います。

## ■レポートの提出方法

- 1) 1単位につき、1冊のレポート用紙を使用してください。
- 2) 1単位のレポート文字数は、2,000字程度ですが、最長4,000字程度まで記入していただいても結構です。  
・パソコン印字の場合→左右40字×30行×2～4枚まで可。
- 3) 教員名は記入しないでください。
- 4) 各レポートは所定の提出締切日までに提出してください（『試験・スクーリング情報ブック』1部または『With』参照）。

## ■スクーリング受講申込上の注意

- ・この科目はスクーリングの受講が必ず必要になります（仙台でのみ開講）。
- ・1クラス20人以内の少人数で開講します。
- ・受講料は10,000円となります。
- ・受講許可証・納入依頼書は、各判定日以降に発送いたします。
- ・スクーリング開講日・申込締切日は、『試験・スクーリング情報ブック』または『With』を参照ください。
- ・申込は、『With』巻末の申込ハガキまたは用紙を郵送してください。希望受講日は必ず第二希望

まで○を付けてください（第一希望と同一は不可）。

- ・クラス分けは無作為に行いますので、教員の指定はできません。
- ・申込締切後の、受講日程の変更は受け付けいたしません。必ずしも第一希望での受講ができない場合があります。ご了承ください。
- ・公共交通機関の延着を除き、遅刻・欠席は認められません。また、スクーリング終了時間前の退席は認められません。
- ・演習のスクーリングにおいては、自己紹介、学生同士の話し合いや発表・ロールプレイングなどへの参加が求められます。

## ■履修登録上の注意

演習受講希望者は、申込み時点で演習を履修登録している必要があります。4月生・10月生とも、それぞれの演習申込締切日（3/15・9/15）までに当年度の履修登録を済ませてください。

## ■「精神保健福祉援助演習」スクーリング受講条件

**申込締切** 9/15・3/15の年2回

**受講判定日** 9/15・10/15・4/15

**受講条件** ①申込締切日までに①福祉法学<sup>\*</sup>、②精神保健福祉論Ⅰ、③精神保健福祉論Ⅱ、④精神保健学、⑤精神保健福祉援助総論、⑥精神保健福祉援助各論のすべてのレポートを提出済。かつ、上記6科目中4科目は受講判定日（10/15・4/15）までに単位修得済であること。

②受講判定日までに、「精神保健福祉援助演習」1単位めのレポートを提出していること。

③（入学から1年以上経過して申込み場合）認定単位を除き20単位以上を修得していること。

※2008年度以前入学者は「福祉心理学」または「福祉社会学」でも可。

## ■「演習」の受講条件を満たすための単位修得方法

### 1) レポート

受講の前提となる6科目のレポートは申込締切日（3/15・9/15）必着で提出してください。ただし、単位修得すべき4科目については不合格になった場合は再提出の機会がないこともあるので、早めに提出してください。また、「演習」1単位めレポートは最終受講判定日（4/15・10/15）までの提出が必要です。ただし、3/15・9/15までに提出した方が希望の日程で受講できる可能性が高くなります。

なお、9/1、3/1以降に再提出として返却されたレポートはそれぞれ10/10、4/10まで提出が可能です。

### 2) 科目修了試験

単位修得すべき4科目を科目修了試験受験する場合は、遅くとも3/15申込みの場合2月、9/15申込みの場合9月までの科目修了試験を受験して合格していることが必要になります。

### 3) スクーリング

単位修得すべき4科目をスクーリング受講する場合は、最終受講判定日の3日前までのスクーリングを受講して合格していることが必要になります。

## ■単位認定

---

1 単位めレポート + 「精保演習」スクーリング（試験は実施しません） + 2 単位めレポート等で総合的に単位認定いたします（下記「科目の評価基準」参照）。

2 単位めレポートを所定の期日までに提出しない場合は、スクーリングの受講は無効となります。また、2 単位めレポートが再提出の場合は指示された期日までに再提出を行わないとスクーリングの受講は無効になります。

スクーリングを受講しても受講年度の所定の期日までに2 単位めレポートを提出しない場合は単位未修得となり、次年度以降に再度「精保演習」のスクーリングを申込み、受講する必要があります。

スクーリングを欠席・不合格の場合、1 単位め合格済みレポートについても無効となります。次回以降の「精保演習」を申込み際、所定の期日までに再度「精保演習」の1 単位めレポート提出および申込みを行ってください。

## ■科目の評価基準

---

演習内容（80%） + 演習レポート（20%）。グループワークにおける協力や演習への積極的参加を求める。

なお評価基準については、実習教育プログラムの質的向上を目的に適宜見直しを図り改定していく。

## ■「卒業までに身につけてほしい力」との関連

---

とくに「基礎的知識」「応用的知識」「コミュニケーション力」「レポート作成力」「自己管理能力」「協調性・主体性」を身につけてほしい。

## ■体験学習

---

体験学習とは、「精神保健福祉援助実習対象施設」（実習先施設参照）において、2 日間以上（1 日ずつ2 カ所でも可）行っていただく短期実習です。

次年度の精神保健福祉援助実習へ向けて、精神保健福祉の実践の場を体験し、広い視野を養うとともに、利用者や職員とのコミュニケーションを通して、自己の適性について考えることを目的としています。

精神保健福祉援助実習対象施設で1年以上の勤務経験のある方、またはあった方は、「実績報告書」（演習受講者に配付する様式）を提出して合格になれば、体験学習は免除になります。

注1：演習を受講した年度を越えて体験学習を行う場合は、「賠償責任保険」の保険期間外になります。

「体験学習」は演習受講年度内に行うか、年度を越える場合は「体験学習先内諾報告書」の提出時に必ず本学実習係まで申し出てください（再度保険加入の手続きを行います）。

注2：体験学習は「演習」の単位認定には無関係ですが、実施し合格しないと、実習受理条件は達成できません。